

議案第 10 号

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成 30 年 2 月 21 日提出

箱根町長 山 口 昇 士

(提案理由)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成 29 年法律第 25 号）の施行による公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）の一部改正に伴い、現行条例の一部を改正する必要があるため、本条例案を提出するものである。

箱根町町営住宅条例の一部を改正する条例

箱根町町営住宅条例（平成 9 年箱根町条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項中「第 10 条」を「第 11 条」に改める。

第 12 条第 2 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 14 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が公営住宅法施行規則第 8 条に規定する者であって、収入を申告すること及び第 34 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると町長が認めるときは、公営住宅法施行規則第 9 条に規定する方法により把握した当該入居者の収入をもって申告したものとみなす。

第 14 条第 2 項中「第 8 条」を「第 7 条」に改める。

第 37 条及び第 38 条中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の箱根町町営住宅条例第 14 条第 1 項ただし書の規定は、平成 30 年度以降の年度の町営住宅の使用料について適用する。